

重要事項説明書
(介護保険・医療保険)

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社 Belief-1
主たる事務所の所在地	〒273-0048 千葉県船橋市丸山3丁目51-11
代表者(職名・氏名)	代表取締役 原 寿美子
設立年月日	平成30年1月24日
電話番号	047-401-3099

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	さくら訪問看護リハビリステーション	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒273-0048 千葉県船橋市丸山3丁目51-11	
電話番号	047-401-3099	
指定年月日・事業所番号(介護)	平成30年3月1日指定	1262890549
指定年月日・事業所番号(医療)	平成30年3月1日指定	2890546
管理者氏名	原 寿美子	
通常の事業の実施地域	船橋市・鎌ヶ谷市・白井市・市川市	

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	<p><介護保険の場合>要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、支援することを目的とします。</p> <p><医療保険の場合>当社の専門職員が疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が必要と認めた者に対し、適正な在宅生活を送る為の支援を提供することを目的とする。</p>
運営方針	<p><介護保険の場合>事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。</p> <p><医療保険の場合>利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を目指すものとします。</p>

4. 提供するサービスの内容

主治医の指示・介護予防サービス(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等をアセスメントし、援助目標に合わせた看護計画を作成します。そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るサービスです。

- (ア) 病状及び心身の状況観察
- (イ) 清拭及び洗髪等による清潔の保持
- (ウ) 食事・排泄及びその他日常生活の世話
- (エ) 褥瘡の予防及び処置・リハビリ
- (オ) 認知症患者の看護
- (カ) 療養生及び介護方法の指導
- (キ) カテーテル等の管理
- (ク) 医師の指示による医療処置

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日(振替休日を含む)年末年始(12月30日から1月3日)を除きます。休日での対応は要相談応じます。
営業時間	午前9時から午後5時30分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 2人、非常勤 4人	PT/OT/ST	常勤 3人、非常勤 0人
事務員	常勤 1人、非常勤 1人		

7. 職員のサービス提供について

訪問する看護職員の配置は、多面的な視点で関わることを目的にしておりますので、事業所の判断にて配置させていただきます。サービス利用にあたってご不明な点ご要望等ございましたらご遠慮なくお申し付けください。

管理責任者氏名	管理者 原 寿美子
連絡先	047-401-3099

8. サービス利用料

利用料に関しては、「介護保険」を利用、「医療保険」を利用するかにより異なって参りますので、別紙にてご案内いたしますのでご参照ください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	主治医名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名	
	利用者との続き柄	
	住所	
	電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

市町村(保険者)	船橋市役所	連絡先	047-436-2302
----------	-------	-----	--------------

事業者

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社公務部営業第一課
保険名	ステーション賠償責任保険【ベーシックプラン】
補償の概要	対人対物管理財産賠償補償

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けいたします。

事業所相談窓口	電話番号 080-4144-6977 受付時間 9時～17時30分 面接場所 当事業所の相談室 担当 原 寿美子
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

公共団体の窓口 受付時間 9時～17時30分 千葉県国民健康保険団体連合会苦情処理係	所在地 千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3 電話番号 043-254-7428
保険に関する窓口 船橋市役所 介護保険課	所在地 船橋市湊町2-10-25 電話番号 047-436-2302
鎌ヶ谷市役所 介護保険課	所在地 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1 電話番号 047-445-1141
白井市役所 高齢者福祉課	所在地 白井市復1123 電話番号 047-497-3437
市川市役所 介護保険課	所在地 市川市南八幡2-20-2 電話番号 047-704-0259

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービス利用にあたってご留意いただきたいことは以下の通りです。

(1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

・各種支払や年金等の管理、金銭の貸借など金銭に関する取扱い

(2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください

13. 利用者およびその家族に関する秘密の保持について

事業者は、ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が算定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び曾於家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。事業者は、従業者に業務上知り得たご利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を授業者との雇用契約の内容とします。

14. 個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者様の個人情報を用いませぬ。また、ご利用者様の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者様の家族の個人情報を用いませぬ。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物について、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

事業者が管理する情報については、ご利用者様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご利用者様の負担となります）

※第三者評価事業は実施しておりませぬ。

15. 悪天候・災害時などの対応

台風その他の悪天候時や大震災など訪問の際に危険が伴う場合には、日程変更又は中止とさせていただきます場合があります。

16. 衛生管理等

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 訪問看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

17. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的 to 開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (4) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (7) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- (8) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止担当者・責任者:管理者 原 寿美子

19. ハラスメントの防止について

事業者は、医療・介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

① 身体的ハラスメント

- ・ 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為

② 精神的ハラスメント

- ・ 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

③ セクシュアルハラスメント

- ・ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

④ カスタマーハラスメント

- ・ 過度な要求(特別な対応を強要する、契約外のサービスを求める等)
- ・ 長時間のクレームや執拗な抗議(何度も同じような内容で職員を責める等)
- ・ 事実と異なる情報の拡散(職員への虚偽のクレーム等)

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的話し合いの場を設け、医療・介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

20. 看護職員等の禁止行為について

看護職員等はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

(1) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

(2) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

(3) 利用者の同居家族に対するサービス提供

(4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

(5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

(6) その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

訪問看護料金表(医療保険)

主治医が訪問看護の必要性を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき訪問看護を提供し、基本利用料金並びにその他の利用料金をお支払いいただきます。

ここでは、一般的な医療保険制度適用の場合の料金体系を表記しています。厚生労働省が定める各種認定制度を適用されている方は、料金体系が違って参りますので、その場合は別途ご説明させていただきます。

1. 後期高齢者医療証をお持ちの方

一般の方	訪問看護費用 1割負担	後期高齢者医療費 健康保険証に記載
一定以上の所得の方	訪問看護費用 3割負担	

2. それ以外の医療証をお持ちの方

70歳以上75歳未満の方	訪問看護費用 2割負担	負担割合は 健康保険証に記載
70歳以上75歳未満の方で 一定以上の所得の方	訪問看護費用 3割負担	
義務教育就学前の方	訪問看護費用 2割負担	
それ以外の方	訪問看護費用 3割負担	

3. 訪問看護医療料金表

《負担額計算方法》 ①管理療養費+②基本療養費(医療もしくは精神医療)+加算+諸費用

①管理療養費 : 《医療および精神医療》

管理療養費		利用料金 (円/回)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)	1~3以外の場合	¥ 7,670	¥ 767	¥ 1,534	¥ 2,301
訪問看護管理療養費 (月の2日目以降の訪問の場合)	訪問看護管理療養費1	¥ 3,000	¥ 300	¥ 600	¥ 900
	訪問看護管理療養費2	¥ 2,500	¥ 250	¥ 500	¥ 750

《②基本療養費：医療》

基本療養費 項目		利用料金 (円/回)	利用者負担額			
			1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費Ⅰ(1日につき)	看護師 週3日まで	¥ 5,550	¥ 555	¥ 1,110	¥ 1,665	
	看護師 週4日以降	¥ 6,550	¥ 655	¥ 1,310	¥ 1,965	
	准看護師 週3日まで	¥ 5,050	¥ 505	¥ 1,010	¥ 1,515	
	准看護師 週4日以降	¥ 6,050	¥ 605	¥ 1,210	¥ 1,815	
訪問看護基本療養費Ⅱ(1日につき) ※同一建物への訪問	看護師 同一日 2人	3日目で/週	¥ 5,550	¥ 555	¥ 1,110	¥ 1,665
		4日以降/週	¥ 6,550	¥ 655	¥ 1,310	¥ 1,965
	看護師 同一日 3人以上	3日目で/週	¥ 2,780	¥ 278	¥ 556	¥ 834
		4日以降/週	¥ 3,280	¥ 328	¥ 656	¥ 984
	准看護師 同一日 2人	3日目で/週	¥ 5,050	¥ 505	¥ 1,010	¥ 1,515
		4日以降/週	¥ 6,050	¥ 605	¥ 1,210	¥ 1,815
	准看護師 同一日 3人以上	3日目で/週	¥ 2,530	¥ 253	¥ 506	¥ 759
		4日以降/週	¥ 3,030	¥ 303	¥ 606	¥ 909
訪問看護基本療養費Ⅲ ※在宅療養に備えた一時的な外泊時	入院中に1回 ※厚生労働大臣が定める疾病等 は入院中に2回	¥ 8,500	¥ 850	¥ 1,700	¥ 2,550	

《②基本療養費：精神医療》

基本療養費 項目		利用料金 (円/回)	利用者負担額			
			1割	2割	3割	
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	看護師 週3日まで	30分以上	¥ 5,550	¥ 555	¥ 1,110	¥ 1,665
		30分未満	¥ 4,250	¥ 425	¥ 850	¥ 1,275
	看護師 週4日以降	30分以上	¥ 6,550	¥ 655	¥ 1,310	¥ 1,965
		30分未満	¥ 5,100	¥ 510	¥ 1,020	¥ 1,530
	准看護師 週3日まで	30分以上	¥ 5,050	¥ 505	¥ 1,010	¥ 1,515
		30分未満	¥ 3,870	¥ 387	¥ 774	¥ 1,161
	准看護師 週4日以降	30分以上	¥ 6,050	¥ 605	¥ 1,210	¥ 1,815
		30分未満	¥ 4,720	¥ 472	¥ 944	¥ 1,416

基本療養費 項目				利用料金 (円/回)	利用者負担額		
					1割	2割	3割
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (1日につき) ※同一建物への訪問	看護師 同一日 2人	3日目 まで/週	30分以上	¥ 5,550	¥ 555	¥ 1,110	¥ 1,665
			30分未満	¥ 4,250	¥ 425	¥ 850	¥ 1,275
		4日以降/週	30分以上	¥ 6,550	¥ 655	¥ 1,310	¥ 1,965
			30分未満	¥ 5,100	¥ 510	¥ 1,020	¥ 1,530
	看護師 同一日 3人以上	3日目 まで/週	30分以上	¥ 2,780	¥ 278	¥ 556	¥ 834
			30分未満	¥ 2,130	¥ 213	¥ 426	¥ 639
		4日以降/週	30分以上	¥ 3,280	¥ 328	¥ 656	¥ 984
			30分未満	¥ 2,550	¥ 255	¥ 510	¥ 765
	准看護師 同一日 2人	3日目 まで/週	30分以上	¥ 5,050	¥ 505	¥ 1,010	¥ 1,515
			30分未満	¥ 3,870	¥ 387	¥ 774	¥ 1,161
		4日以降/週	30分以上	¥ 6,050	¥ 605	¥ 1,210	¥ 1,815
			30分未満	¥ 4,720	¥ 472	¥ 944	¥ 1,416
	准看護師 同一日 3人以上	3日目 まで/週	30分以上	¥ 2,530	¥ 253	¥ 506	¥ 759
			30分未満	¥ 1,940	¥ 194	¥ 388	¥ 582
		4日以降/週	30分以上	¥ 3,030	¥ 303	¥ 606	¥ 909
			30分未満	¥ 2,360	¥ 236	¥ 472	¥ 708
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ ※在宅療養に備えた外泊時	入院中に1回 ※厚生労働大臣が定める疾病等は 入院中に2回			¥ 8,500	¥ 850	¥ 1,700	¥ 2,550

《③加算 : 医療・精神医療》

加算 項目			利用料金	利用者負担額		
				1割	2割	3割
難病等複数回訪問看護加算	2回/1日訪問		¥ 4,500	¥ 450	¥ 900	¥ 1,350
	3回以上/1日訪問		¥ 8,000	¥ 800	¥ 1,600	¥ 2,400
緊急訪問看護加算	1日につき(月14日目まで)		¥ 2,650	¥ 265	¥ 530	¥ 795
緊急訪問看護加算	1日につき(月15日目以降)		¥ 2,000	¥ 200	¥ 400	¥ 600
長時間訪問看護加算(90分超)	1日/週		¥ 5,200	¥ 520	¥ 1,040	¥ 1,560
複数名訪問看護加算	①看護師 2人以下	1日に1回	¥ 4,500	¥ 450	¥ 900	¥ 1,350
		②看護師と 准看護師	1日に1回	¥ 3,800	¥ 380	¥ 760
	③看護師と 看護補助者	1日に1回	¥ 3,000	¥ 300	¥ 600	¥ 900
		1日に2回	¥ 6,000	¥ 600	¥ 1,200	¥ 1,800
		1日に3回以上	¥ 10,000	¥ 1,000	¥ 2,000	¥ 3,000

加算 項目		利用料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
退院支援指導加算	退院日の翌日以降初日に加算	¥ 6,000	¥ 600	¥ 1,200	¥ 1,800
	※長時間(90分以上)の場合	¥ 8,400	¥ 840	¥ 1,680	¥ 2,520
退院時共同指導加算	退院日の翌日以降初日に加算	¥ 8,000	¥ 800	¥ 1,600	¥ 2,400
在宅患者連携指導加算	1回あたり(月1回まで)	¥ 3,000	¥ 300	¥ 600	¥ 900
在宅患者緊急等カンファレンス加算	1回あたり(月2回まで)	¥ 2,000	¥ 200	¥ 400	¥ 600
特別管理加算	1月あたり	¥ 2,500	¥ 250	¥ 500	¥ 750
	1月あたり (重症度が高い利用者)	¥ 5,000	¥ 500	¥ 1,000	¥ 1,500
夜間・早朝訪問看護加算 夜18時～22時まで /早朝6時～8時まで	1回につき	¥ 2,100	¥ 210	¥ 420	¥ 630
深夜訪問看護加算 22時～6時まで	1回につき	¥ 4,200	¥ 420	¥ 840	¥ 1,260
訪問看護情報提供療養費1.2.3	月1回	¥ 1,500	¥ 150	¥ 300	¥ 450
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	死亡月1回	¥ 25,000	¥ 2,500	¥ 5,000	¥ 7,500
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	死亡月1回	¥ 10,000	¥ 1,000	¥ 2,000	¥ 3,000
看護・介護職員連携強化加算	月1回	¥ 2,500	¥ 250	¥ 500	¥ 750
訪問看護医療DX情報活用加算	1月あたり	¥ 50	¥ 5	¥ 10	¥ 15
24時間対応体制加算	1月あたり	¥ 6,520	¥ 652	¥ 1,304	¥ 1,956

《③加算：精神医療》

加算 項目		利用料金	利用者負担額			
			1割	2割	3割	
精神科複数回訪問加算	1日に2回	¥ 4,500	¥ 450	¥ 900	¥ 1,350	
	1日に3回以上	¥ 8,000	¥ 800	¥ 1,600	¥ 2,400	
精神科緊急訪問看護加算	1日につき(月14日目まで)	¥ 2,650	¥ 265	¥ 530	¥ 795	
精神科緊急訪問看護加算	1日につき(月15日目以降)	¥ 2,000	¥ 200	¥ 400	¥ 600	
長時間精神科訪問看護加算(90分超)	1日/週	¥ 5,200	¥ 520	¥ 1,040	¥ 1,560	
複数名精神科訪問看護加算 (30分未満の場合は除く)	①看護師 2人以下	1日に1回	¥ 4,500	¥ 450	¥ 900	¥ 1,350
		1日に2回	¥ 9,000	¥ 900	¥ 1,800	¥ 2,700
		1日に3回以上	¥ 14,500	¥ 1,450	¥ 2,900	¥ 4,350

	②看護師と 准看護師	1日に1回	¥ 3,800	¥ 380	¥ 760	¥ 1,140
		1日に2回	¥ 7,600	¥ 760	¥ 1,520	¥ 2,280
		1日に3回以上	¥ 12,400	¥ 1,240	¥ 2,480	¥ 3,720
	③看護師と看護補助者もしくは精神 保健福祉士が同行※週1回に限る		¥ 3,000	¥ 300	¥ 600	¥ 900
精神科重症患者支援管理 連携加算 イ		月1回	¥ 8,400	¥ 840	¥ 1,680	¥ 2,520
精神科重症患者支援管理 連携加算 ロ		月1回	¥ 5,800	¥ 580	¥ 1,160	¥ 1,740

尚、診療報酬改定に伴い金額が変動することがございますので予めご了承ください。
※ご利用者様負担額は、1か月単位で請求いたします。(10円未満は四捨五入)

《各種利用者様介護保険適用外自己負担費用》

【交通費】

当事務所から片道5キロ以上1回330円

ただし、月に10回以上合計3,300円を超える場合は、1か月につき3,300円を限度とする。

【祝祭日の訪問看護料金】

1回につき1,000円

【その他の費用について】

死後の処理 1回 20,000円

【キャンセル料】

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下の通りキャンセル料をいただきます。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担 0円
利用予定日の当日	1回につき3,500円

- ※1 訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費
准看護師は利用料1割減
- ※2 同一建物に居住する複数の利用者へ同一日に訪問看護指示書及び訪問看護計画に基づき、サービスを提供した場合の療養費
- ※3 入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを行った場合に入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等においては2回)に限り算定します。
- ※4 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して1日2回以上の訪問が必要な場合
- ※5 人工呼吸器を使用している状態等にある利用者に対して、1回の訪問看護の時間が1時間30分を超えた場合

- ※6 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護職員とサービス提供を行う場合
- ※7 夜間(18時～22時まで)又は早朝(6時～8時まで)にサービスの提供を行う場合
- ※8 深夜(22時～翌朝6時まで)にサービスを提供する場合

4. <各項目用語説明>

サービス項目		内容
基本療養費	基本療養費(Ⅰ)	訪問指示書及び訪問計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費
	基本療養費(Ⅱ)	同一建物に居住する複数の利用者へ同一日に、訪問指示書及び訪問計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費
	基本療養費(Ⅲ)	入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを行った場合に入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等においては2回)に限り算定します。
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)	訪問指示書及び訪問計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)	同一建物に居住する3人以上の利用者へ同一日に、訪問指示書及び訪問計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)	外泊中の入院患者に対する訪問看護を行った場合に算定します。
加算項目	訪問看護管理療養費	主治医との連携(訪問看護計画書や訪問看護報告書の提出等)や利用者に関わる訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に算定します。
	24時間対応体制加算	休日や夜間・早朝・深夜帯でも、病状の変化時に、電話で看護に関する意見を求めることができる体制にあり、必要時には訪問看護を行います。
	緊急時訪問看護加算	利用者の希望で診療所・在宅支援病院の指示により緊急訪問を行った場合
	精神科緊急訪問看護加算	上記の緊急時訪問看護加算と同じ
	難病等複数回訪問看護加算 1日2回	
	難病等複数回訪問看護加算 1日3回	
	長時間訪問看護加算(1時間30分を超える)	特別管理加算対象・特別指示書の場合は1回/週、15歳未満の(準)超重症時の場合は3回/週まで可能
	長時間精神科訪問看護加算	90分を超える訪問の場合
乳幼児加算または幼児加算(1日につき)	乳幼児または幼児が対象の場合	

	複数名訪問看護加算看護師と訪問週1回(回数制限のない場合もある)	1人で看護が困難である場合(利用者、家族の同意を得た場合) ①末期の悪性腫瘍等厚生労働省が定める疾病などの方 ②特別訪問看護指示期間であって、指定訪問看護を受けている方 ③特別な管理を必要とする方
加算項目	複数名訪問看護加算、看護師と看護補助者と訪問週1回(回数制限のない場合もある)	1人で看護が困難である場合(利用者、家族の同意を得た場合) ①末期の悪性腫瘍等厚生労働省が定める疾病などの方 ②特別訪問看護指示期間であって、指定訪問看護を受けている方 ③特別な管理を必要とする方
	複数名精神科訪問看護加算	複数名による訪問看護、回数により料金が異なります
	夜間・早朝訪問看護加算	夜間とは18時～22時、早朝とは6時～8時
	深夜訪問看護加算	深夜とは22時～6時
	情報提供療養費(1か月につき)	市などへの情報提供
	24時間対応体制加算(1か月につき)	休日や夜間、早朝、深夜帯でも、病状の変化時に電話で看護に関する意見を求めることができ、必要時には訪問看護を行うこと
	特別管理加算(Ⅰ)	在宅悪性腫瘍指導管理、在宅気管切開患者指導管理(気管切開、気管カニューレ(永久気管孔)、膀胱留置カテーテル、胃チューブ留置(経鼻、胃ろう)、腹膜透析、種々ドレーン管理、輸液用ポート、数日間継続的に行っているユーザーによる点滴を使用している方)に対して行うこと
	特別管理加算(Ⅱ)	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門、人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定されている状態指導管理
	退院時共同指導加算(1回、がん末期は2回)	病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院、退所にあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師などが共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合
	退院時共同指導加算(特別管理指導加算)	特別管理指導加算対象者に対して病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院、退所にあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師などが共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合
退院支援指導加算	厚生労働省が定める疾病、厚生労働省が定める状態にある利用者が、保険医療機関から退院する日に看護師が療養上の指導を行った場合	

在宅患者連携指導加算(月1回)	医療関係職種間の連携による指導等
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)	主治医の求めで利用者宅でのカンファレンスする場合
訪問看護ターミナルケア療養費(Ⅰ)	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

※特別指示書による訪問看護: 医療保険での回数制限のある方・介護保険の訪問看護をご利用中の方に対して、医師より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要のある旨の、特別訪問看護指示が出た場合、一月につき指示の日から14日を限度として(但し、ア 気管カニューレを使用している状態 イ 真皮を超える褥瘡の状態の方については月2回まで)適用になります。

5. 支払方法

サービス提供記録と内容を照合の上、利用料(利用者負担分の金額)を1か月ごとにまとめて請求しますので、請求月25日までに、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、14日以内に差し上げます。

- ①事業者指定口座への振込
- ②利用者様指定口座からの自動振替
- ③現金支払い

※領収書は大切に保管してください。(医療費控除の還付請求の際に必要となります)

※正当な理由がないにも関わらず、支払期日から1月以上遅延し、さらに支払いの督促から30日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約の解除した上で、未払い分をいただくことがあります。

訪問看護料金表(介護保険)

訪問看護サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額(一定以上の所得のある方は2割)です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。

介護料金計算方法 基本料金×訪問回数+各種加算料金+自己負担費用

1.【基本料金】

《看護師が訪問した場合》

サービス内容 1回あたりの 所要時間	介護 区分	金額	ご利用者様負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	介護予防	¥ 3,284	¥ 328	¥ 656	¥ 985
	介護	¥ 3,403	¥ 340	¥ 680	¥ 1,020
30分未満	介護予防	¥ 4,888	¥ 488	¥ 977	¥ 1,466
	介護	¥ 5,105	¥ 510	¥ 1,021	¥ 1,531
30分以上 60分未満	介護予防	¥ 8,606	¥ 860	¥ 1,721	¥ 2,581
	介護	¥ 8,921	¥ 892	¥ 1,784	¥ 2,676
60分以上 90分未満	介護予防	¥ 11,815	¥ 1,181	¥ 2,363	¥ 3,544
	介護	¥ 12,227	¥ 1,222	¥ 2,445	¥ 3,668

※「20分未満」のみのご利用はできません。20分以上の訪問看護を週一回以上ご利用の場合にご利用できます。

《理学療法士等訪問した場合》

サービス内容 1回あたりの 所要時間	介護 区分	金額	ご利用者様負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
1回(20分)	介護予防	¥ 3,078	¥ 307	¥ 615	¥ 923
	介護	¥ 3,186	¥ 318	¥ 637	¥ 955
1回(40分)	介護予防	¥ 6,157	¥ 615	¥ 1,231	¥ 1,847
	介護	¥ 6,373	¥ 637	¥ 1,274	¥ 1,911
1回(60分)	介護予防	¥ 8,325	¥ 832	¥ 1,665	¥ 2,497
	介護	¥ 8,617	¥ 861	¥ 1,723	¥ 2,585

※理学療法士等の利用が看護師の訪問回数を超越した場合1回あたり8単位の減算があります。

2.《各種加算料金》

サービス内容	金額	ご利用者様負担額			
		1割負担	2割負担	3割負担	
初回加算(Ⅰ) 退院日訪問 /月単位	¥ 3,794	¥ 379	¥ 758	¥ 1,138	
初回加算(Ⅱ)『Ⅰ以外』 /月単位	¥ 3,252	¥ 325	¥ 650	¥ 975	
退院時共同指導加算 /初回訪問時	¥ 6,504	¥ 650	¥ 1,300	¥ 1,951	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ) /月単位	¥ 6,504	¥ 650	¥ 1,300	¥ 1,951	
緊急時訪問看護加算(Ⅱ) /月単位	¥ 6,222	¥ 622	¥ 1,244	¥ 1,866	
特別管理加算(Ⅰ) /月単位	¥ 5,420	¥ 542	¥ 1,084	¥ 1,626	
特別管理加算(Ⅱ) /月単位	¥ 2,710	¥ 271	¥ 542	¥ 813	
夜間・早朝加算 18時～22時 6時～8時	基本単位数の25%増				
深夜加算 22時～6時	基本単位数の50%増				
長時間訪問看護加算 /回	¥ 3,252	¥ 325	¥ 650	¥ 975	
複数名訪問加算 /回	30分未満	¥ 2,753	¥ 275	¥ 550	¥ 825
	30分以上	¥ 4,357	¥ 435	¥ 871	¥ 1,307
ターミナルケア加算	¥ 27,100	¥ 2,710	¥ 5,420	¥ 8,130	

(注1)上記基本料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本料金も自動的に改訂されます。なお、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせいたします。

准看護師の訪問料金は上記金額10%減

(注2)上記本文にも記載されているとおり、介護保険給付支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなります。

3. 《各種利用者様介護保険適用外自己負担費用》

【交通費】

当事務所から片道 5 キロ以上 1 回 330 円

ただし、月に 10 回以上合計 3,300 円を超える場合は、1 か月につき 3,300 円を限度とする。

【祝祭日の訪問看護料金】

1 回につき 1,000 円

【その他の費用について】

死後の処理 1 回 20,000 円

【キャンセル料】

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下の通りキャンセル料をいただきます。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担 0 円
利用予定日の当日	1 回につき 3,500 円

4. 【用語説明】

加算の種類	加算の内容	
初回加算(Ⅰ)退院日訪問	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所などから退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する	
初回加算(Ⅱ)『Ⅰ以外』	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所などから退院した翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する。ただし、初回加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定できない。	
退院時共同指導加算	病院、診療所、介護老人保健施設、または介護医療院に入院(入所)中の利用者やその家族に対して、退院(退所)時に、入院(入所)施設の主治医やその他の職員と協力して、在宅生活における療養に必要な指導を行い、その内容を文書で提供した場合に適用される加算退院または退所につき1回(特別な管理を必要とする者の場合2回)に限り	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	利用者の同意を得て、利用者または家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整えかつ必要に応じて緊急時訪問を行った場合(1月につき)	より高度な対応体制
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)		従来の緊急時訪問看護加算
特別管理加算(Ⅰ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	重症な状態にある方
特別管理加算(Ⅱ)		継続管理が必要で比較的症状は重くない方

夜間・早朝加算 18時～22時 6時～8時	18時～22時までの夜間帯、6時～8時までの早朝時間帯に利用者や家族からの要望に応じて訪問看護を提供した場合の加算	
深夜加算 22時～6時	22時～6時までの深夜時間帯に利用者や家族からの要望に応じて訪問看護を提供した場合の加算	
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して90分以上の訪問看護を行った場合の加算(1回につき)	
複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行った場合の加算(1回につき)	30分未満
		30分以上
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上のターミナルケアを行った場合の加算	

5. 支払方法

サービス提供記録と内容を照合の上、利用料(利用者負担分の金額)を、1か月ごとにまとめて請求しますので、請求月25日までに、次のいずれかの方法によりお支払いください。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、14日以内に差し上げます。

- ①事業者指定口座への振込
- ②利用者様指定口座からの自動振替
- ③現金支払い

※領収書は大切に保管してください。(医療費控除の還付請求の際に必要となります)

※正当な理由がないにも関わらず、支払期日から1月以上遅延し、さらに支払いの督促から30日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約の解除した上で、未払い分をいただくことがあります。

契約書

様(以下「利用者」と言います)と、指定訪問看護事業者であるさくら訪問看護リハビリステーション(以下「事業者」と言います)は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の内容にて締結します。

第1条(契約の目的)

事業者は、医療保険、介護保険、健康保険制度、後期高齢者医療制度等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し療養上の世話又は診療の補助をその内容とした訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

この契約期間は、契約締結の日から利用者の終了意思が表示されるまでの期間とします。ただし、第8条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

第3条(訪問看護計画)

1. 事業者は利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて、「訪問看護計画書」を作成いたします。事業者はこの「訪問看護計画書」を作成した場合、利用者に説明をいたします。
2. 事業者は利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに「訪問看護計画書」の変更等を対応いたします。変更ない場合3か月有効と致します。
3. 24時間対応体制加算・緊急時訪問看護加算及び介護予防緊急訪問看護加算に同意している利用者限り、24時間いつでもご連絡いただけます。また、その状況により必要時の訪問をいたします。

第4条(サービス提供の記録等)

1. 事業者はサービスを提供した際にはあらかじめ定めてた「訪問看護記録シート」等の書面に必要事項を記入し利用者の確認を受けることとします。
2. 事業者は「訪問看護記録シート」等の記録を作成した後5年間はこれを適正に保存いたします。また、法的に必要な時は利用者の求めに応じてその写しを交付いたします。

第5条(利用者負担金及びその滞納)

1. サービスに対する利用者負担金は、別紙「各種料金体系」に記載するとおりとします。なお、利用者負担金は、関係法令に基づいて決められているものである為、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。
2. 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2か月以上滞納した場合は、事業者は1か月以上の期間を定めて期間終了までに利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告を

することができます。

第6条(利用者の解約権)

利用者は事業者に対し、いつでもこの契約を解除することができます。

第7条(事業者の解除権)

1. 事業者は利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合には、その理由を記載した文書または口頭により、この契約を解除することができます。
2. 事業者は事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合、その理由を記載した文書または口頭によりこの契約を解除することができます。この場合事業者は利用者の主治医等の協議し、利用者に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

第8条(契約の終了)

次のいずれかの事由が発生した場合、この契約は終了するものとします。

1. 第6条の規定により利用者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
2. 第7条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
3. 利用者、利用者家族による当事業所職員に対しハラスメント行為と当事業所が判断したとき
4. 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - (1)利用者が医療機関または介護保険施設等に入所した場合
 - (2)利用者が死亡した場合

第9条(損害賠償)

事業者はサービスの提供に伴って利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

第10条(個人情報保護)

1. 事業者はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密、個人情報については、正当な理由がある場合を除いて、契約中および契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
2. あらかじめ文書により利用者や家族の同意を得た場合、前項の規定に関わらず一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

第11条(苦情対応)

1. 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、市町村または国民健康保険団体連合会に対していつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情申し立てまたは相談があった場合には迅速かつ誠実に対応いたします。
3. 事業者は利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として、何ら化の不利益な取り扱いをすることはありません。

第 12 条(契約外条項等)

1. この契約及び医療保険、介護保険、健康保険制度、後期高齢者医療保険制度等の関係法令で定められていない事項については、関係法令趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。
2. この契約書は、医療保険、介護保険、健康保険制度、後期高齢者医療保険制度等の関係法令に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には別途契約するものとします。

上記の契約を証する為、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1 通ずつ保管するものとします。
事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、重要事項およびサービス料金について説明いたしました。

<契約締結日および重要事項、サービス料金表の説明を受け同意した日>

令和 年 月 日

事業者 所在地	千葉県船橋市丸山3丁目51-11		
事業者名	株式会社 Belief-1		
電話番号	047-401-3099		
代表者	代表取締役	原 寿美子	印
説明者		原 寿美子	印

私は、事業者より重要事項、サービス料金について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書となることについても同意します。

利用者 住所 千葉県

氏名 印

電話番号

署名代行者(又は法定代理人)

住所

本人との続柄

氏名 印

電話番号